(仮称) 川西市中学校給食センター 整備・運営 PFI 事業

入札説明書

令和2年1月

川西市

一 目 次 一

第 1	人札記明書の定義	1
第2	事業概要	2
1	事業名称	2
2	公共施設の管理者の名称	2
3	用語の定義	2
4	事業の目的	3
5	事業の基本理念	3
6	事業の概要	4
(1)	施設概要	4
(2)	事業方式	4
(3)	事業期間	4
(4)	事業の範囲	4
(5)	事業者の収入	6
7	事業に必要とされる根拠法令等	7
8	事業のスケジュール	7
9	事業期間終了時の措置	7
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	事業者の募集及び選定の方法	8
2	選定の手順及びスケジュール	8
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
(1)	入札参加者の構成等	8
(2)	入札参加者の資格要件	10
(3)	構成員の制限	11
4	入札手続等	12
(1)		
(2)	入札参加資格の確認	15
(3)		
(4)	開札	20
5	落札者の決定方法等	20
(1)	選定委員会	20
(2)	ヒアリングの実施	21
(3)	落札者の決定及び公表	
6	契約に関する基本的な考え方	21

基本協定の締結	21
SPC の設立	21
事業契約の締結	22
基本協定書の内容変更	22
事業契約書の内容変更	22
事業契約書作成費用	22
SPC の事業契約上の地位	22
その他	23
事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	23
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	23
法制上及び税制上の措置に関する事項	23
財政上及び金融上の支援に関する事項	23
その他の支援	23
その他事業の実施に関し必要な事項	23
議会の議決	23
情報提供	23
入札説明書等に関する問い合わせ先	23
	ヌアC の設立 事業契約の締結 基本協定書の内容変更 事業契約書作成費用 SPC の事業契約上の地位 その他 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 法制上及び税制上の措置に関する事項 財政上及び金融上の支援に関する事項 おの他の支援 その他の支援 その他事業の実施に関し必要な事項 議会の議決 情報提供

第1 入札説明書の定義

(仮称) 川西市中学校給食センター整備・運営 PFI 事業入札説明書(以下「入札説明書」という。) は、川西市が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。) に基づく事業(以下「PFI事業」という。) として特定事業の選定を行った(令和元年11月22日)、(仮称) 川西市中学校給食センター整備・運営 PFI事業(以下「本事業」という。)に対して令和2年1月10日付で公告した総合評価一般競争入札(以下「入札」という。)についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は一体のものとする(以下「入札説明書等」という。)。

- 要求水準書
- · 事業契約書 (案)
- ・基本協定書 (案)
- 落札者決定基準
- 様式集

なお、入札説明書等、令和元年11月7日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答、令和元年9月27日に公表した実施方針に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等への質問・意見に対する回答、実施方針によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

(仮称) 川西市中学校給食センター整備・運営 PFI 事業

2 公共施設の管理者の名称

川西市長 越田 謙治郎

3 用語の定義

本入札説明書において、使用する用語は、以下のとおりの定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件建物

新たに整備する給食センターの建物本体をいう。

ウ調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器(作業台、移動台、戸棚、コンテナ等)をいう。

エ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

才 配膳室

本事業において配送対象となる中学校に今後整備する給食の一時保管場所をいう。

カ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

キ 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

ク 調理用品

白衣、ズボン、靴、エプロン等、調理員が身に着けるなどの目的で使用する用品をいう。

ケ食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、生徒・教職員が使用する備品をいう。

コ 配送校

本事業において給食配送対象となる中学校をいう。

サ 市職員

本事業における行政側の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う職員(栄養教諭を含む)をいう。

シ 点検

機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。

ス 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の 取替等の軽微な作業をいう。

セ修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

ソ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

タ補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

4 事業の目的

「食」は、子どもから大人まで、誰もが健やかで心豊かに生きていくために欠かせないものであり、人間形成の源になるものである。しかしながら近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、私たちの生活環境が大きく変化している。「食」を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏りや不規則な食生活をしている人の増加、「食」の安全上の問題、伝統的な食文化の危機など、「食」をめぐる多くの問題が見られるようになっている。

学校給食法においては、学校の設置者である地方公共団体は給食の実施に努めるよう定められており、平成17年の「食育基本法」の制定を受け、学校給食の主たる目的が「栄養改善」から「食育」へと改定され、食育を推進していく上で給食が重要な役割を期待されている。

川西市(以下、「市」という。)では、小学校においては、自校調理方式で週5日の完全米飯給食を実施、和食を中心に手づくりを基本とした献立で、子どもたちとのコミュニケーションを大切にしている。一方で中学校においては、ミルク給食を実施しているが、昼食については家庭からの弁当を基本としている。

平成27年度に策定した川西市中学校給食推進基本方針において、弁当の持参を基本としてきた現在の中学校の昼食についての現状を検証するとともに、基礎資料の収集とその分析及び検討が行われた結果、中学校においても全校において全員喫食の完全給食を実施するとの結論に至った。

本事業では、給食センターの整備・運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を 実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、 「PFI 法」という。)に基づく事業手法の導入を図る。

5 事業の基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、PFI 事業者(以下「事業者」という。)が本件施設等を整備し、維持管理・運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

- ア 川西市立中学校の生徒及び教職員の喫食数を賄い、全員喫食の完全給食を全校一斉に実施する。
- イ ドライシステムによる施設整備とし、学校給食衛生管理基準を満たすとともに、HACCP の 概念に基づく高度な衛生管理を実施し、食の安全衛生管理において万全の対策が可能な施設とする。
- ウ PFI 手法を活用し、イニシャルコスト及びランニングコストにおいて最大限のコスト抑制を図る。
- エ 週5日の完全米飯給食、手作り調理など、川西市立小学校給食での実施内容を引き継ぎ、 中学生の発達段階に応じた食育の充実を図る。

6 事業の概要

- (1) 施設概要
 - ア 建設予定地

兵庫県川西市久代3丁目7番外の一部

イ 用途地域

準工業地域

ウ 防火区域

法 22 条指定区域

エ その他の地域区域

特別用途地区

オ 建ペい率・容積率

60% • 200%

カ 敷地面積

本件事業用地:約6,200 m²

キ 調理能力食数

4,100食/日

(2) 事業方式

事業者が施設を整備し、市に施設の所有権を移転したのち、維持管理業務及び運営業務を実施するBTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア設計・建設・開業準備期間

令和2年9月~令和4年8月末(2年間)

イ 維持管理・運営期間

令和4年9月~令和19年8月末(15年間)

(4) 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他

詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務(配送校の配膳室及びエレベーターを含む)
- (4) 施設の設計業務(配送校の配膳室及びエレベーターを含む)
- (ウ) 施設の建設業務
- (エ) 工事監理業務(配送校の配膳室及びエレベーターを含む)
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (1) 事務備品調達業務
- (ケ) 配膳室の什器、備品等調達業務
- (1) 配送車調達業務
- (サ) 配送校の配膳室の整備業務
- (シ) 配送校のエレベーターの整備業務
- (ス) 近隣対応・周辺対策業務
- (t) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務(配送校の配膳室及びエレベーターを含む)
- (ソ) 竣工検査及び引き渡し業務(配送校の配膳室及びエレベーターを含む)
- (タ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (エ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (オ) 従業員等の研修
- (カ) 調理リハーサル
- (キ) 配送リハーサル
- (ク) 給食提供訓練業務
- (ケ) 試食会の開催支援
- (コ) 事業説明資料の作成
- (サ) 映像紹介資料の作成

ウ維持管理業務

- (7) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (工) 調理設備保守管理業務
- (オ) 事務備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (1) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、事業期間中に大規模修繕が発生した場合、事業者が実施する。事業期間終了 後の大規模修繕業務は市が行う予定であることから、事業期間終了後の長期修繕計画 の作成を行うとともに、適切な大規模修繕方法等について、適宜、市に助言を行うこ ととする。

工 運営業務

- (ア) 食品検収・保管業務
- (イ) 調理業務
- (ウ) 配送・回収業務
- (エ) 洗浄・消毒等業務
- (オ) 配膳業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 運営備品保守管理業務(調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。)
- (1) 配送車維持管理業務
- (ケ) 衛生管理業務(従事者の健康管理を含む。)
- (1) 食育推進促進業務
- (サ) 広報支援業務(見学者対応支援を含む。)
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

オ 市が実施する主な運営業務(参考)

- (7) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 献立作成業務
- (工) 栄養管理業務
- (オ) 調理指示業務
- (カ) 給食費徴収管理業務
- (キ) 食数調整業務
- (ク) 広報業務(見学者対応を含む。)
- (ケ) 大規模修繕業務(事業期間終了後)
- (1) 食育業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則としては、市が事業者からサ ービスを購入する形態の事業である。

- ア 市は、事業者が実施する設計・建設業務の対価のうち、一定の額について、「学校施設環境改善交付金」及び「学校教育施設等整備事業債」等を活用して、事業者へ一括払いを行う予定である。(サービス対価 A1)
- イ 市は、事業者が実施する設計・建設業務、及び開業準備業務の対価のうち、前記アの一 括払いを行う額を控除した額について、維持管理・運営期間にわたって事業契約におい て定める額を事業者へ割賦により年4回支払う。(サービス対価 A2)
- ウ 市は、事業者が実施する維持管理及び運営業務の対価を、委託料として維持管理・運営

期間にわたって事業契約において定める額を事業者に年4回支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。また、運営業務に係る委託料は固定料金と、変動料金で構成されるものとする。固定料金には、提供食数に応じて変動しない調理や事務の人件費等にかかる費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、廃棄物処理費等にかかる費用が含まれることを想定しているが、具体的な設定については事業者の提案に委ねる。(サービス対価B)

7 事業に必要とされる根拠法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

8 事業のスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次に示すとおりである。

実施内容	スケジュール	
落札者決定	令和2年5月下旬	
落札者との基本協定締結	令和2年7月中旬	
仮契約締結	令和2年8月中旬	
事業契約締結	令和2年9月下旬	
施設の設計・建設	令和2年9月~令和4年8月末(2年間)	
開業準備	7442年9月10日4年0月末(2年间)	
施設の維持管理・運営	令和4年9月~令和19年8月末(15年間)	

9 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本件施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札により行う。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュール (予定) は、次に示すとおりである。

令和元年 11月22日(金)	特定事業の選定の公表	
令和2年 1月10日(金)	入札公告及び入札説明書等の公表	
令和2年 1月14日(火)	事前エントリー制度の受付	
令和2年 1月17日(金)	入札説明書等に関する説明会	
令和2年 1月20日(月)	第2回配送校見学会	
~1月22日(水)	· 7.2 回乱及权允子去	
令和2年 1月23日(木)	入札説明書等に関する質問受付	
~1月27日(月)	/ [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	
令和2年 2月6日(木)	第2回個別対話の受付	
~2月10日(月)		
令和2年 2月 17日(月) ~2月 21日(金)	第2回個別対話	
令和2年 2月26日(水)	入札説明書等に関する質問に対する回答公表	
令和2年 3月5日(木)	入札参加資格申請書類の受付	
~3月9日(月)		
令和2年 3月13日(金)	入札参加資格審査結果の通知	
令和2年 4月10日(金)	事前エントリー制度の受付締切	
令和2年 4月13日(月)	入札及び提案資料の受付	
令和2年 5月下旬	落札者決定及び公表	
令和2年 7月中旬	落札者との基本協定締結	
令和2年 8月中旬	仮契約締結	
令和2年 9月下旬	事業契約締結	

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本件施設を設計する企業(以下「設計企業」という。)、本件施設を建設する企業(以下「建設企業」という。)、本件施設の工事監理を実施する企業(以下「工事監理企業」という。)、本件施設の調理設備の調達等をする企業(以下「調理設備企業」

という。)、本件施設を維持管理する企業(以下「維持管理企業」という。)、及び本件施設を運営する企業(以下「運営企業」という。)を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとし、以下の業務以外の業務を実施する企業は「その他企業」とする

- (7) 設計企業:施設等の設計業務
- (イ) 建設企業:施設等の建設業務
- (ウ) 工事監理企業:工事監理業務
- (エ) 調理設備企業:調理設備調達・搬入・設置業務
- (オ) 維持管理企業:建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
- (力) 運営企業:給食調理業務、洗浄等業務、衛生管理業務

また、その他の業務を実施する企業(以下「その他企業」という。)として、必要に 応じて構成員に、配送及び回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメントを 行う企業等を含めることもできる。

- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。(「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。)
- ウ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業:特別目的会社(以下「SPC」または「事業者」という。)から直接業務の受託・ 請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続を行う企 業

構成企業: SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業協力企業: SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

- エ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が 事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者グループの構成員が、事業 者の業務等を支援及び協力することは可能とする
- オ 落札者は、市との仮契約の締結までに、川西市内に SPC を設立し、代表企業は出資者中最大の議決権をもつものとする。 SPC は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)の定める株式会社とする。
- カ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間 において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式 については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、 譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- キ 入札参加者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者 に委任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負にかか

(2) 入札参加者の資格要件

- ア 入札参加者の構成員は、次の入札参加資格要件のいずれにも該当しなければならない。 また、入札参加者の構成員は、「イ」以下に示す入札参加資格要件のうち、分担する業務 範囲に応じた要件のいずれにも該当しなければならない。
 - (ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。なお、 安定的かつ健全な財務能力とは、以下に示すとおりである。
 - a 営業損益について直近の決算を含み3期連続のマイナスでないこと。
 - b直近の決算期末において債務超過(自己資本金額がマイナス)でないこと。
 - (4) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- イ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、全ての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ、少なくとも1社は全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務 所の登録を受けていること。
 - (イ) 川西市契約規則第 5 条に規定する一般競争入札参加有資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録していること。
 - (ウ) 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 ㎡以上の公共施設(平成 21 年 4 月以降に竣工したものに限る)の実施設計を完了した実績を有していること。
 - (エ) ドライシステムの学校給食施設**又はドライシステムの民間調理施設の実施設計を 完了した実績を有していること。
 - ※「ドライシステムの学校給食施設」とは、学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。(以下同じ。)
- ウ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、全ての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも1社は全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - (イ) 資格者名簿に登録していること。
 - (ウ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。) の結果において建築工事一式の総合評定値が1,200点以上であること。
 - (エ) 平成21年4月以降に新築、かつ延床面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。なお、JVで施工した場合、JVの構成員数が3社以上で20%以上出資した者、2社で30%以上出資した者については施工実績とみなす。
- エ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工

事監理業務を実施する場合、全ての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも1社は全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 資格者名簿に登録していること。
- (ウ) 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 ㎡以上の公共施設(平成 21 年 4 月以降に竣工したものに限る)の工事監理実績を有していること。
- (エ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設の工事監理実績 を有していること。
- オ 調理設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 資格者名簿に登録していること。
 - (イ) ドライシステムの学校給食施設への調理設備の調達・納入の業務実績を有していること。
- カ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 資格者名簿に登録していること。
- キ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - (ア) 資格者名簿に登録していること。
 - (4) ドライシステムの学校給食施設の運営実績を有していること。
- ク その他企業は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 必要な部門の資格者名簿に登録していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当する者
- イ 入札参加資格審査書類の締切日において国・兵庫県・市の指名停止措置を受けている者
- ウ 入札参加資格審査書類の受付締切日から過去 5 年以内に食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の規定に基づく営業停止等の行政処分を受けている者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしている者(ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。)
- オ 破産法(平成16 年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前 6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- カ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者
- キ 次の (ア) から (カ) までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - (ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。 以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同 じ。)であると認められるとき。

- (イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営 に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、 直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められ るとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ク 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面 において関係がある者
 - ※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
 - ·株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛎殻町 1-20-4
 - ・内藤滋法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号築地第一長岡ビル1002号
- ケ 市が本事業のために設置する選定委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面 において関係がある者。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた 者については、入札参加資格を失うものとする。

4 入札手続等

(1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札公告及び入札説明書等の公表

入札公告は令和2年1月10日(金)とし、市のホームページ等において公表する。 入札説明書等についても市のホームページにおいて公表する。

イ 事前エントリー制度の受付

事前エントリー制度(以下「本制度」という。)は、本事業への参加を希望する市内 事業者(川西市市内に本店を有する者をいう。以下同じ。)と市内事業者の活用を検討 する入札参加者がコンタクトをとるきっかけとなるものである。

- (ア) 受付期間: 令和2年1月14日(火)~4月10日(金)の17時まで(持参する場合、 川西市の休日を定める条例(平成3年3月27日条例第6号)に規定する日(以下「休日」という。)及び休日以外の日の12時から12時45分は除く。)
- (4) 参加・登録ができる者 本事業の参加を検討している市内事業者とする。
- (ウ) 申し込み方法等

「(仮称) 川西市中学校給食センター整備・運営 PFI 事業 事前エントリー制度 実施 要領(別紙1)」を参照すること。

ウ 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。

- (7) 日時:令和2年1月17日(金)14時~15時
- (4) 場所:川西市役所7階 大会議室
- (ウ) 住所:兵庫県川西市中央町12番1号
- (工) 参加方法等

令和2年1月16日(木)午後1時までに入札説明会参加申込書(様式2-1)に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより「第4/3/(3)入札説明書等に関する問合せ先」に記載のE-mail(以下「問合せ先E-mail」という。)に提出すること。ただし、参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、説明会で入札説明書等の配布は行わない。

工 第2回配送校見学会

第2回配送校見学会を次のとおり開催する。

- (7) 期間:令和2年1月20日(月)~1月22日(水)
- (イ) 受付場所:各配送校の正門(現地集合)
- (ウ) 各配送校の住所及び見学日時:以下のとおり

配送校名	住所	見学日時
川西南中学校	川西市久代3丁目3-1	1月22日(水) 9:30~10:30
川西中学校	川西市松が丘町 1-1	1月20日(月) 13:00~14:00
明峰中学校	川西市湯山台1丁目39-1	1月21日(火) 14:00~15:00
多田中学校	川西市新田2丁目29-1	1月20日(月) 14:30~15:30
緑台中学校	川西市向陽台 3 丁目 11-35	1月22日(水) 14:00~15:00
清和台中学校	川西市清和台西2丁目3-57	1月21日(火) 15:45~16:45
東谷中学校	川西市見野1丁目9-1	1月22日(水) 15:30~16:30

(工) 参加方法等

令和2年1月17日(金)午後1時までに第2回配送校見学会参加申込書(様式2-2)に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより問合せ先E-mailに提出すること。ただし、参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、見学会で入札説明書等の配布は行わない。

(オ) 留意事項

- a学校敷地内は全面禁煙とする。
- b 会場には駐車場がないため、なるべく公共交通機関を利用することとし、自動車で 来校する際は、各自で駐車スペースを確保すること。
- c 見学に必要な書類、上履き等については、各自持参すること。
- d見学中は、配付する名札を着用すること。
- e 見学中は学校教育活動等に支障をきたさないよう留意し、市職員・学校職員の指示 に従うこと。
- f 学校施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、 撮影した写真は本事業以外に使用しないこと。
- g配送校見学会における市職員の説明は、学校の施設、設備、敷地等の案内に関する 事項のみとする。また、当該市職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規 定したり、許可したりするものではない。
- オ 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受付ける。

- (ア) 受付期間: 令和2年1月23日(木)午前9時~1月27日(月)午後5時
- (4) 受付方法

入札説明書等に関する質問書として入札説明書等に関する質問書(様式 1)に記入の上、添付ファイルにて E-mail により問合せ先 E-mail に提出すること。

カ 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和2年2月26日(水)までに、市のホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接 ヒアリングを行うことがある。

キ 第2回個別対話

第2回個別対話を次のとおり実施する。

本事業をよりよいものとするため、要求水準の解釈を明確化すること等を目的として 実施するものである。対話の参加方法等については以下のとおりである。

- (ア) 実施日時:令和2年2月17日(月)~2月21日(金) 日時は参加申し込みの状況に応じて決定する。
- (4) 開催場所:川西市役所内
- (ウ) 参加資格

次の事項を満たす事業者について、個別対話の参加を可能とする。

- a 本事業の入札に参加しようとする入札参加者グループ (グループが定まっていない 場合は単独企業でもよい。)
- b個別対話の実施日に「第3/3 入札参加者が備えるべき参加資格要件」の要件を満た す、または満たす見込みである事業者
- (エ) 参加申込方法

個別対話の参加を希望する者は第2回個別対話参加申込書(様式3-1)及び個別対話確認事項(様式3-2)に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより問合せ先E-mailに提出すること。

- (オ) 申込期間:令和2年2月6日(木)~2月10日(月)
- (カ) 実施日時等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とするが、参加申込者が多数の場合は、 参加できないこともあるので、早めに申し込むこと。なお、個別対話の実施日時等に ついては、参加申込のあった入札参加者全てに別途連絡する。

(キ) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提 案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に 行うものとし、公開しないものとする。

なお、特定の参加者との個別対話のなかで出た話題で、全ての参加者に周知すべき 事項が生じた場合には、必要に応じてホームページにてその内容を公表する。

(1) 留意事項等

個別対話は、次のとおり行うものとする。

a 留意事項

- (a) 発言内容は、事業者・市の双方を拘束しないものとする。また、事業者・市の 双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- (b) 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての事業者に知らせるべき事項があった場合には、市で判断し、対話した事業者に確認の上、その内容をホームページ等で明らかにする場合がある。
- (c) 個別対話におけるやりとりをメモすることは認めるが、ICレコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- (d) 個別対話の実施に際しては、事業者から市への各種資料の提示は可とするが、 受領はしない。
- (e) 参加人数は、1 グループにつき 10 名までとする。
- b個別対話の所要時間等

個別対話の時間は 60 分程度とする。60 分間を必要としなかった場合は、60 分間 経過以前でも終了可能とする。

- c個別対話の進め方
 - (a) 事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
 - (b) 市から、事業等について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して 同じ内容の説明を行う。
 - (c) 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加資格申請書類を提出し入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに入札参加資格申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされ た者は入札に参加することはできない。

ア 入札参加資格申請書類の受付期間・提出場所及び方法

(ア) 受付期間

令和2年3月5日(木)~3月9日(月)

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時~午後5時)

(4) 提出場所

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号 川西市教育委員会事務局 教育推進部 学務課

(ウ) 提出方法

入札参加資格申請書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等に よる申請は受け付けない。

イ 入札参加資格申請書類の作成

入札参加資格申請書類は、様式集(様式4~18)に定めるところに従い作成すること。

ウ 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査結果通知は、入札参加資格申請書類を提出した者に対して、書面により令和2年3月13日(金)までに通知する。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付日時

令和2年3月19日(木)午前9時~午後5時

(イ) 提出場所

〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12番1号 川西市教育委員会事務局 教育推進部 学務課

(ウ) 提出方法

入札参加資格がないとされた理由の説明要求書(様式19)を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(エ) 回答

令和2年3月27日(金)

オ 入札参加者等の構成

入札参加資格確認後は、入札参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。 カ 入札参加を辞退する場合

入札参加資格申請書類提出以後、入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式 21) を開札までに川西市教育委員会事務局 教育推進部 学務課に持参し提出すること。

キ 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、入札参加資格申請書類の提出日とする。

- ク 入札参加資格の確認基準日以降の取扱い
 - (ア) 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者に属する構成員が、入札時まで に、入札参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合(以下「指名停止等 に該当する場合」という。)は、入札に参加することはできない。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、入札参加者は市と協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

(イ) 開札日以降であっても落札者の決定日までに、構成員が、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は失格とする。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、入札参加者は、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又は変更し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。

その内容を市が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることがある。

ケその他

- (ア) 入札参加資格申請書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (イ) 市は、提出された入札参加資格申請書類を入札参加資格の審査以外の目的で提出者

に無断で使用しない。

(3) 入札に関する事項

入札参加資格を有する入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料(以下「提案資料」という。)及び入札書を次により提出すること。

ア 提案資料の受付日時・提出場所及び方法

(7) 受付日時

令和2年4月13日(月)午前9時~午後4時

(4) 提出場所

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号 川西市教育委員会事務局 教育推進部 学務課

(ウ) 提出方法

提案資料を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

- イ 入札書の受付日時・提出場所及び方法
 - (ア) 受付日時

令和2年4月13日(月)午後4時

(4) 提出場所

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号 川西市役所4階 庁議室

(ウ) 提出方法

入札書を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

入札書は、代表企業の商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんすること。

- ウ 入札にあたっての留意事項
 - (ア) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

(4) 費用負担等

提案資料及び入札書の作成並びに提出等入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(ウ) 提案資料及び入札書の提出方法

提案資料及び入札書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数 を提出すること。

なお、提案資料及び入札書の提出にあたっては、入札参加資格の審査結果通知書の 写しを必ず持参すること。

(エ) 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

(オ) 入札の棄権

入札参加資格を有する入札参加者が、提案資料及び入札書の提出期限までに当該書

類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律 第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。入札参加者が連合し又は不穏な行動を なす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、 当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、入札の執行を延期又は取りやめ ることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 入札金額の記載等

a予定価格

5,963,013 千円

予定価格は、金利変動及び物価変動による増減額及び消費税を除く額である。

なお、消費税及び地方消費税を加えた額は、金6,557,947千円を超えないこと。

b入札金額の記載

入札金額は、入札書(様式 23)に記載すること。この際の計算の前提となる金利 水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

提案書類の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、令和2年3月13日(金)の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

なお、基準金利は東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T. S. R) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物 (円/円) 金利スワップレートとする。

(ク) 一時支払金

市は、事業者が実施する本件施設の設計・建設業務の対価のうち、下式より算定される一時金をサービス対価 A1 として、事業者に支払う。

サービス対価 A1=(事業者が提案する工事費**1-交付金額**2)×90%+交付金額+ 初期調達費消費税相当額**3

※1:工事費とは、建築工事、各設備工事等の額とする。(様式 28-6①の費目 1~10 及び 14~17 の合計金額)

※2:令和元年度の補助単価等により、提案に際しての交付金額は319,693 千円(消費税及び地方消費税を含む)とすること。なお、実際に事業者に支払う一時支払金は、交付金算定基準や補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。また、当該一時支払金が変更となった場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて割賦手数料を調整する。

※3:初期調達費消費税相当額は、様式28-6①の消費税相当額とする。

なお、実際に事業者に支払う一時支払金は、提案時の金額とは異なる場合がある。

この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。また、当該一時支払金が変更となった場合、サービス対価 A2 で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価 A2 に合わせて割賦手数料を調整する。

(ケ) 入札時算定用年間提供給食数

入札価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。 なお、年間給食提供日数 190 日とする。

年度	生徒及び教職員数	学級数
令和4年度	4, 063	102
令和5年度	4, 032	101
令和6年度	3, 968	100
令和7年度	3, 902	98
令和8年度	3, 797	95
令和9年度	3, 695	93
令和 10 年度	3, 589	90
令和 11 年度	3, 486	87
令和 12 年度	3, 380	85
令和 13 年度	3, 306	83
令和 14 年度	3, 230	81
令和 15 年度	3, 156	79
令和 16 年度	3, 081	77
令和 17 年度	3, 005	75
令和 18 年度	2, 931	74
令和 19 年度	2, 857	72

(1) 入札執行回数

1回とする。

(サ) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案資料の著作権は入 札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他、市が必要と認めるときには、市 は提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本事業の公表以外 には使用しないものとする。

b特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。c市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。 d複数提案の禁止 入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

e入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正については この限りではない。

(シ) 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、 時刻は日本標準時とする。

- (ス) 入札保証金及び契約保証金
 - a入札保証金

免除する。

b契約保証金

設計・建設期間については、契約締結後、速やかにサービス対価 A1、サービス対価 A2 の元本額に相当する額(割賦金利を除き、消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。

維持管理・運営期間については、本件施設引渡日までに、1年分のサービス対価 B の相当額(サービス対価 B の 15 分の 1、消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付するものとする。

なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、詳細については、事業契約書(案)に記載する。

(4) 開札

ア日時

令和2年4月13日(月)午後4時00分~

イ 場所

〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号 川西市役所 4 階 庁議室

ウ その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその 代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会 わせるものとする。

エ 入札の無効

川西市契約規則(昭和49年4月1日規則第15号)第26条の規定に該当する入札は 無効とする。

5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「入札参加資格審査」、「提案 内容審査」の2段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 選定委員会

審査は、選定委員会が落札者決定基準に基づき行う。

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めるため、入札参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、入札参加者に対して通知するものとする。

(3) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者に書面にて通知後、 市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める加点項 目審査に係る各審査項目において各入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

ウ 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結する。

また、落札した入札参加者の代表企業及び代表企業以外の構成員が基本協定の締結までの間に指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者の落札の決定を取り消すものとする。この場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者と基本協定を締結する。ただし、市が別途指定する期間内に、指名停止等に該当する構成員(代表企業は除く)に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定を取り消さない場合がある。

なお、市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100分の5に相当する金額を請求することがある。

(2) SPC の設立

落札した入札参加者の構成員は、本事業を実施するため、SPC を会社法(平成 17 年法律 第 86 号)に定める株式会社の形態で設立するものとする。市は、落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札した入札参加者の構成員が設立した SPC と事業契約を締結する。

なお、代表企業及び構成企業の議決権は全体の50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

構成員は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は落札した入札参加者の構成員が設立する SPC と仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

また、落札した入札参加者の代表企業及び代表企業以外の構成員が本契約までの間に指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者の落札の決定を取り消すとともに、仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を失うものとする。この場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者と仮契約を締結する。ただし、市が別途指定する期間内に、指名停止等に該当する構成員(代表企業は除く)に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定及び仮契約の効力を取り消さない場合がある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として落札金額の 100分の5に相当する金額を請求することがある。

SPC は、本契約後速やかに契約保証金の納付等(履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。)をしなければならない。

(4) 基本協定書の内容変更

SPC との基本協定書の締結に際し、基本協定書の内容変更は行わない。ただし、基本協定書の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(5) 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、 条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(6) 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する 費用は、事業者の負担とする。

(7) SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保 提供その他の方法により処分してはならない。

第4 その他

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

ア 本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを事業者に無償で使用させる。

- イ 事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が 適用されることとなる場合には、それによることとする。
- (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。 イ 市は、国からの交付金 (学校施設環境改善交付金) の交付を受けることを想定している ため、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

ウ 市は、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

(3) その他の支援

市は、事業者による本事業の実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

3 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、本事業の事業契約に関する議案を、令和2年9月市議会に提出する予定である。

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

川西市教育委員会事務局 教育推進部 学務課

担当:志波(しば)、馬場(ばば)、宮代(みやしろ)

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

電話 072-740-1256 FAX 072-740-1327

E-mail kawa0156@city.kawanishi.lg.jp

川西市ホームページ http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/